

# 地方財政審議会付議（決裁）案件

令和4年3月15日（火）

（案件名）

- ・ 公営競技を行うことができる市町村の指定について（決裁案件）  
（根拠条文については、資料4、5ページ参照）

自治財政局地方債課

新田課長（内 5253-5626）

# 公営競技の施行団体（市町村）の指定について

## 1 指定制度の概要

- 地方公営競技は、各公営競技法（競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法、モーターボート競走法）に基づき、関連産業の振興等を図るとともに、地方財政に寄与するために実施。
- 公営競技を施行する市町村は、各公営競技法に基づき、総務大臣が、地方財政審議会に付議した上で、関係大臣（農水、経産、国交）と協議して指定することとされている。  
 ※ただし、指定期限の設定（競輪S27、競艇S32）以前に指定を受けた市町村は継続指定不要。また、都道府県、オートレースは指定する仕組みがない（法律に施行可能団体を規定）。
- 指定に当たっては、指定基準（大臣通知）に基づき、財政上の必要性のほか、競技の施行体制の確保や経営の健全性等の基準を満たす必要がある。
- 指定期限は原則2年で、赤字団体（実質収益又は単年度収益が赤字の団体）等は1年以下の期限とすることとしている。

## 2 令和3年度末に指定期限を迎える市町村の指定（案）

- 令和3年度末に指定期限を迎えるのは82市町（組合施行の団体があるため、施行者数は18）で、全団体から継続申請あり。
- 指定基準に基づき、審査した結果、65市町（14施行者）を2年指定、赤字団体の17市町（4施行者）を1年指定とする。

	継続指定が必要な市町村				継続指定が不要な団体 (指定期限設定以前に指定を受けた市町村)	指定する仕組みがないもの (法律に施行可能団体を規定)		令和4年度 施行団体
	今回指定団体			令和3年度 2年指定 (R5.3.31まで)		都道府県	市町村	
	2年指定 (R6.3.31まで)	1年指定 (R5.3.31まで)						
競馬	37	31	6	2	-	11	-	50
競輪	12	1	11	0	37	6	-	55
ボート	33	33	0	24	45	1	-	103
オート	-	-	-	-	-	0	5	5
計	82	65	17	26	82	18	5	213

※ 今回指定する各競技の施行者数は競馬10、競輪2、競艇6（計18）となる。

### 3 指定団体の状況

(単位：百万円)

競技	施行団体 (構成県・市町村(数))	R2 売上額	(対前年度 伸び率)	R2 実質収益	R2 単年度収益	指定期限 (案)	(参考) 前回 指定期限
競馬	帯広市(1)	48,353	(+55.5%)	322	254	2年	1年
	岩手県競馬組合 (岩手県・盛岡市、奥州市(2))	53,828	(+43.9%)	▲ 33,040	▲ 33,040	1年	1年
	千葉県競馬組合 (千葉県・船橋市、習志野市(2))	70,362	(+3.3%)	1,017	861	2年	1年
	特別区競馬組合 (東京都特別区(23))	173,527	(+17.8%)	50,732	14,855	2年	2年
	金沢市(1)	4,407	(+46.0%)	137	114	2年	2年
	岐阜県地方競馬組合 (岐阜県・岐南町、笠松町(2))	29,065	(+7.3%)	68	▲ 17	1年	1年
	愛知県競馬組合 (愛知県・名古屋市、豊明市(2))	58,908	(+42.7%)	▲ 3,348	▲ 3,348	1年	1年
	兵庫県競馬組合 (兵庫県・尼崎市、姫路市(2))	112,776	(+46.5%)	1,705	1,696	2年	2年
	高知県競馬組合 (高知県・高知市(1))	85,642	(+51.6%)	130	70	2年	2年
	佐賀県競馬組合 (佐賀県・鳥栖市(1))	49,571	(+58.1%)	386	386	2年	1年

(単位：百万円)

競技	施行団体 (構成県・市町村(数))	R2 売上額	(対前年度 伸び率)	R2 実質収益	R2 単年度収益	指定期限 (案)	(参考) 前回 指定期限
競輪	取手市(1)	1,336	(+51.1%)	66	54	2年	1年
	東京都十一市競輪事業組合 (八王子市、武蔵野市、青梅市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市(11))	16,152	(▲2.0%)	▲210	▲352	1年	1年
ボートレース	埼玉県都市競艇組合 (さいたま市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、入間市、朝霞市(15))	33,871	(+12.7%)	6,796	2,123	2年	2年
	東京都六市競艇事業組合 (八王子市、調布市、町田市、小金井市、武蔵野市、昭島市(6))	45,832	(+37.1%)	891	26	2年	2年
	東京都三市収益事業組合 (多摩市、稲城市、あきる野市(3))	17,392	(+18.1%)	231	231	2年	2年
	備南競艇事業組合 (総社市、早島町、浅口市、里庄町(4))	4,509	(+79.3%)	32	27	2年	2年
	松茂町ほか二町競艇事業組合 (松茂町、北島町、板野町(3))	7,402	(+15.7%)	15	9	2年	2年
	中間市行橋市競艇組合 (中間市、行橋市(2))	11,040	(+32.2%)	155	5	2年	2年

## (根拠条文) 各公営競技法の関連規定

### 競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号) (抄)

(趣旨)

第1条 この法律は、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するとともに、地方財政の改善を図るために行う競馬に関し規定するものとする。

(競馬の施行)

第1条の2 日本中央競馬会又は都道府県は、この法律により、競馬を行うことができる。

2 次の各号のいずれかに該当する市町村(特別区を含む。以下同じ。)で、その財政上の特別の必要を考慮して総務大臣が農林水産大臣と協議して指定するもの(以下「指定市町村」という。)は、その指定のあつた日から、その特別の必要がやむ時期としてその指定に付した期限が到来する日までの間に限り、この法律により、競馬を行うことができる。

一 著しく災害を受けた市町村

二 その区域内に地方競馬場が存在する市町村

3 総務大臣は、前項の規定により市町村を指定しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

4 第2項の規定による指定には、条件を付することができる。

5 略

6 略

### 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号) (抄)

(競輪の施行)

第1条 都道府県及び人口、財政等を勘案して総務大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競走を行うことができる。

2 総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定により市町村を指定するに当たり、その指定に期限又は条件を付することができる。

3 総務大臣は、指定市町村が1年以上引き続きこの法律による自転車競走(以下「競輪」という。)を開催しなかつたとき、又は指定市町村について指定の理由がなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 総務大臣は、第1項の規定による指定をし、又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、経済産業大臣に協議するとともに、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 略

# (根拠条文) 各公営競技法の関連規定

## モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号) (抄)

(趣旨)

第1条 この法律は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の改良及び輸出の振興並びにこれらの製造に関する事業及び海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興に寄与することにより海に囲まれた我が国の発展に資し、あわせて観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するとともに、地方財政の改善を図るために行うモーターボート競走に関し規定するものとする。

(競走の施行)

第2条 都道府県及び人口、財政等を考慮して総務大臣が指定する市町村（以下「施行者」という。）は、その議会の議決を経て、この法律の規定により、モーターボート競走（以下「競走」という。）を行うことができる。

2 総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の指定に期限又は条件を附することができる。

3 総務大臣は、第1項の規定により指定された市町村が1年以上引き続き競走を行わなかつたとき、又はこれらの市町村について指定の理由がなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 総務大臣は、第1項の規定による指定をし、又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、国土交通大臣に協議するとともに、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 略

## (参考) 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号) (抄)

(この法律の趣旨)

第1条 この法律は、小型自動車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るために行う小型自動車競走に関し規定するものとする。

(小型自動車競走の施行)

第3条 都道府県並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市、都のすべての特別区の組織する組合及びその区域内に小型自動車競走場が存在する市町村（以下「小型自動車競走施行者」という。）は、その議会の議決を経て、この法律により、小型自動車競走を行うことができる。

2 略

## 2 継続指定について

以下の基準を満たしている市町村につき、その申請に基づき指定を行う。

- ・ 公営競技を継続して施行する財政上の必要性があること
- ・ 市町村税の適正な確保を図るなど、適正な行財政運営を行っていること
- ・ 競走場、運営組織、環境整備及び法令の遵守等、公営競技を円滑かつ適切に施行する体制が整っていること、適正な経理が行われていること、また、開催経費の支弁が適正であること
- ・ 公営競技の経営の健全性が確保されていること又は確保すべく適切な経営改善努力がなされていること
- ・ 収益金の使途が適正であること、また、収益金の均てん化について、十分に考慮がなされていること（特に、収益金が多額にわたる場合には、その相当部分について均てん化が行われていること）

## 3 指定の方法について

### （1）指定期限

新規指定・継続指定に関わらず、指定に際しては、原則として2年間の期限を付する。ただし、次のような団体は、状況に応じ、1年以下の期限とする。

- ① 前年度の決算において、実質収益又は単年度収益が赤字の団体（施設改善のための繰出金等により決算統計上の実質収益が赤字になる団体を除く。）
- ② 組合を新規に設立する団体
- ③ 1年以下の期限とする旨の申出を行った団体
- ④ その他特別の事情がある団体

### （2）施行の形態

公営競技を施行するために一部事務組合を構成する必要があると認められる市町村に対しては、一部事務組合で施行することとして指定する。